

地下水保全のための砂利採取事業等に関する指導要綱

(平成元年 2 月 1 5 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、各務原市の上水道水源が地下水であることに鑑み、市内で行われる砂利採取事業等について、一定の基準を定めて砂利採取等事業者の積極的な協力を求め、地下水の汚染・汚濁を防止するとともに地下水の円滑なかん養を確保し、もって将来にわたり良質で豊富な上水道水を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 砂利採取事業 砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 4 号）第 1 6 条の規定による認可を必要とする砂利採取事業
- (2) その他の事業 前号以外の事業であって、事業面積が 2 0 0 平方メートル以上で、地表面より 2 メートル以上の掘削を行い、原土によらずこれを埋め立てようとする事業
- (3) 砂利採取事業等 第 1 号または前号の事業
- (4) 砂利採取等事業者 砂利採取事業等を行おうとする者

(適用事業の範囲)

第 3 条 この要綱は、次に掲げる事業を行おうとする場合に適用する。

- (1) 砂利採取事業
- (2) その他の事業

2 前項の規定は、次に掲げる事業には適用しない。

- (1) 道路工事、下水道工事など国または地方公共団体が行う公共事業
- (2) 住宅、店舗等の構築物の建築に伴う基礎工事施行による砂利等の除去工事
- (3) 災害または災害による被害を防止するため市長が必要と認める事業
- (4) その他、公共の福祉または公益を守るため市長が必要と認める事業

(指定区域内の事業に関する規定)

第 4 条 この要綱の目的を達成するため、市長が指定する区域（以下「指定区域」という）においては、砂利採取事業等を行うことを禁止する。

2 前項の指定区域は、図面を以ってその区域を表示し、原図は市民生活部環境室環境政策課においてこれを保管し、必要に応じて縦覧に供するものとする。

(協力要請)

第5条 市長は、この要綱の目的を達成するため、法令に基づく認可権限を有する者（以下「認可権者」という）、砂利採取等事業者、関係組織・団体等および市民に対し、広く協力を呼びかける等必要な施策を講ずるものとする。

(協力が得られなかった場合の措置)

第6条 市長は、前条の規定による協力要請を行ったにもかかわらず、砂利採取等事業者が指定区域内において当該事業を行おうとした場合、次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 砂利採取事業にあつては、認可権者に対し、当該計画は砂利採取法に規定される「認可をしてはならない要件に該当する砂利採取計画」である旨意見進達し不認可となるべき措置を講ずること。
- (2) その他の事業で認可取得または届出を要する事業にあつては、認可権者に対し、水道法（昭和32年法律第177号）第2条に規定される「水源を保全するための必要な措置」として、当該事業が不認可または不受理となるべく要請すること。
- (3) その他の事業で認可取得または届出を要しない事業にあつては、当該事業者に対し、当該事業の遂行を断念するよう勧告し、勧告に従わない場合は、その事業者の氏名・事業の内容等必要事項を公表すること。

(指定区域外の事業に関する規定)

第7条 指定区域外で行う砂利採取事業等であっても、市長が地下水保全のため必要と認める場合は、前条の規定を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成元年2月17日より施行し、同日以後に行おうとする砂利採取事業等について適用する。

附 則（平成7年3月29日決裁）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日決裁）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月26日決裁）

この要綱は、平成16年10月26日から施行する。

附 則（平成23年1月6日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日決裁）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。